

議題 LGBT問題の多面的検討

2017年度の第3回目となる第44回市民会議が、2018年2月6日に行われた。今回のテーマは、「LGBT問題の多面的検討」である。

最初に当会の性の平等に関する委員会副委員長の上杉崇子会員から、LGBTに関する諸問題として、(1)セクシュアリティの多様性、(2)LGBTとSOGI (Sexual Orientation Gender Identity)、(3)差別から平等への取り組み、(4)日本国内に残されている問題、(5)性の平等に関する委員会の取り組みについて、次に当会のLGBT法務研究部部長の五島丈裕会員から、企業におけるLGBT対応について、(1)LGBTが職場で抱える困難、(2)関係法令、(3)LGBT施策をする必要性、(4)企業を評価する取り組みについての説明がなされ、その後、意見交換が行われた。

本稿では、その際に委員から出された意見を紹介する(発言順)。

1. LGBTに関する諸問題について

逢見：LGBTからSOGIという呼び方に国際的にも流れが変わっているということだったが、LGBTの中のレズビアンとかゲイという言葉自体がハラスメントになるのか。言葉狩りみたいになってもいけないという感があるが、例えばどこかの場で発言するときに、どこまでそういう言葉が許されるのかというのが、まだよく分からないところがある。

連合においても、差別禁止、ハラスメント対策としての法的保護と、同性カップルの権利の法的保護の2つについて、法的な措置が必要ということで運動を行っているが、法規としてはどのようにカバーすべきか、弁護士会にはその点を教えていただきたいと思っている。

磯谷：現在、私の関係している財団では、その事業の一環として、金融教育・相談事業を実施している全国のような団体の活動を助成している。その団体の一つ

に「性的マイノリティー高齢者のためのライフプランセミナー」を開催している団体がある。同性パートナーと同居している人、まだカミングアウト出来ないでいる人等セミナーの受講者は様々。相談の内容もパートナーの介護、医療の問題、相続の問題から死後にパートナーと同じ墓に入るには等多岐にわたっているが毎回セミナーは満席となるようだ。

我が国でもLGBTの理解は以前からは格段に進んでいるようだが、こと経済面に関してはLGBTの方が高齢になると深刻な問題を生じているのが現実である。同性婚を法的に認める海外の国々が増加している昨今、我が国でも人権擁護と同性婚法制化の取り組みが問題の根本的解決のために必要ではないかと思う。

江川：法制化が進まないのは価値観の問題があるのではないかと思う。特に法律をつくるとなると、反対意見も出てくる。ヘイトスピーチについても、もっと強い法律を求める人にとっては不満だったかもしれないけれども、できたことでそれなりに効果も出ていることも考えると、特に差別に関しては言論の自由の問題もあるから、理念法にせざるを得ないところもあると思う。

同性婚の法制化については、選択的夫婦別姓でもこれだけ大変な状況なのに、そんなに簡単にはいかないと思う。では、現状を少しでもよくするにはどうしたらいいのかというと、例えばイタリアでは婚姻ではなくてパートナーシップと言うが、そのように少しでも認められやすい方向に行くか、あるいは最初から全部求めるのではなくて、例えば相続に限ってとか、どこかで突破口をつくるという選択肢もあるのではないか。

後藤：パートナーシップ制度をつくらうとしている地方自治体に対して、あるべきパートナーシップ制度のひな形を提案するというのも、弁護士会としてやるべき1つの方向かと思う。

個別の法律相談を行うという方向もあるが、法律が差別的であれば法律相談をしても限界がある。弁護士

出席者・市民会議委員

(7人)
*敬称略
*肩書は2018年2月6日現在

磯谷 隆也 (一般財団法人ゆうちょ財団監事)
江川 紹子 (ジャーナリスト)
逢見 直人 (日本労働組合総連合会会長代行)
岡田 ヒロミ (消費生活専門相談員)
後藤 弘子 (千葉大学大学院専門法務研究科教授)
津山 昭英 (朝日新聞社顧問)
長友 貴樹 (調布市長)

会として、より大きな提案もできるのではないかと。例えばトイレの利用についての問題があるが、東京弁護士会では男女別のトイレをやめるとか、そのようなことも弁護士会としての1つの重要な活動だと思う。

長友：啓発活動のニーズは、ここ10年来非常に高まっている。調布市でも、中学校で啓発ポスターを掲示したり、教師に対してどのような姿勢で子どもに向き合うべきかということの研修など啓発活動を行っている。弁護士会は進んだ対応をしておられると思うので、是非協力を求めたいと思う。

次に、行政の窓口では性別と年齢を確認しなければならないものもある。それに応じている色々なサービスを効率よく提供しているのであるが、現場では対応に戸惑うこともある。見れば分かるだろう、という訳にはいかず、戸籍の問題で割り切ってほしくないと言われてしまうこともある。

東京都でも対応についてのマニュアルを作成しているが、一緒になって考えながら現場で失礼があってはならないと言っているけれども、外見上どちらか分からない方に記入してくださいと言うだけでもいけないのかとか、考えたら切りがない問題がいま起きている。

さらに、制度的な対応をこれからどうしていくかということがある。多くの首長が思っているのは、「まだら対応」はおかしいということ。A市とB市とC市があって、移り住むたびにやり方が違う条例があるというのはおかしい。やはり国の制度として確立しなければという声を大きく出していただかないと、我々としてはやりにくい。

市としてではなくて、私個人としての意見であるが、養子縁組だけは非常に慎重な議論が必要だと思っている。それは旧来の日本の家族制度という意味ではなくて、養子になる子どもの人権にも配慮が必要ということである。それについては、子どもは親の経済力も主義信条も選べないという議論もあるんだけど、そ

れとは同列にはならない話ではないかと思う。

津山：この問題は、今が社会の意識が変わる過渡期で、LGBT差別は急速に解消されていくのではないかと考えている。

若い人たちが企業に就職する際、この問題は、どの企業を選ぶかという話とつながってくる。例えば同性パートナーシップに対応している、同性カップルから届出があった場合、婚姻休暇を取得できる、家賃補助も引っ越しの際の家族加算も適用する、こうした制度がないと、働きやすい企業と若い人たちが思ってくれなくなってきている。男女の区別についても、今は自分の自認している性を書かせている企業も増えているが、これさえもやめようかという話も進んでいるようだ。現実には、人々が思っている以上に、企業社会の方がかなり変わってきているんじゃないかと思う。

LGBTに関する記事は、2015年から急速に増えて、朝日新聞と『AERA』では、地方版も含めて1年間に三百何十件、400件近い記事が載っている。これは1つは女性記者が増えたということ、それと若い人の意識が急速に変わってきているからだろうと思う。

この問題はそもそもが政策の問題ではなく人権問題なのだから、同性婚にしてもパートナーシップにしても、実現のためには、象徴的な裁判で最初にそれを権利として認めさせ、その上で法律をつくるということの方が早いように思う。人権問題なのだから弁護士会としても取り組んでもらいたい。

2. 企業におけるLGBT対応について

岡田：消費者相談の窓口でも、やはり相談者が男性か女性かというのは必要事項となっている。電話だと、名前と声で判断しているが、どうしても分からなくて恐る恐る聞くということもある。

なぜ、消費者センターで男性、女性の区別が必要か

という統計のためということになっている。ただ、本日のお話をお聞きして本当に必要事項かという、そうではないのではないかとも思う。また、そういうことを赤裸々に聞いてはいけないのだということも真摯に思った。

昨年、女子大でMTFの学生を受け入れるという記事が新聞に載った。そのときに、ああそういう時代になったんだというふうに思ったが、今回、企業とか弁護士会とか行政の取り組みについてのお話を聞いて、当然、その時期に来ているのだということを感じた。

ただ、それぞれが一緒に動いておらず、ばらばらで活動されているという感がある。それをまとめていくのは、弁護士会かなと思う。人権問題であることは間違いないので、私たちのようにあまりこの問題に接していない人間にも分かるような形で、今後もいろいろな場面で取り上げていただきたい。

江川：確かに、いろいろな統計で年齢別だとか男女別だとかいうものがある。それは、例えばこういう傾向の人たちにはリスクが高いから、そこにターゲットを絞って施策をしようとか、全く意味のないことではないとは思。

少数者の人権はもちろん大事だけれども、その他の圧倒的多数の人たちにそうした施策をすることによって効果が上がるということもあるので、この統計の問題というのは実は悩ましい問題かなと思う。

後藤：女性差別撤廃条約に基づいてジェンダー統計を取るということになると、どうしてもLGBTではなくて男女になる。やはり男女別の統計は必要である。例えば女性活躍推進法が要求しているように、企業にどれだけ女性がいるかということは必要だが、ではLGBTの統計はどうするかという話になる。

ただ、法令の根拠を持った形での男女別の統計の必要性と、そうではなくて、別に必要ではないけれど慣習で今までそうしていたからというものがある。法

令に根拠があるものは当然必要だけれど、そのときに戸籍上の性を書けという言い方は、今の時期どうなのかなという気はする。

刑事手続で身柄を拘束するような場合でも、本当に戸籍上の性で身柄を拘束しなければいけないのかという問題もある。そういう意味で、今まで男女という2つに分けてきたところで、当然、私は女性じゃないと思う人も男性じゃないと思う人もいるほかに、男でも女でもないという人たちもいる。アメリカでは基本的にLGBTにQを付けているが、Qを付けられる社会にまだ日本はなっていないのかなと話を聞いていて思った。

長友：性別、年齢の確認については、今後は少し変わっていくと思う。

サービスを提供する上で、健康や福祉など男性対象、女性対象とはっきり分かれているものについては、確認が必要となる。しかし、例えばきめ細かいサービスを提供するためのアンケートということであれば、男性か女性かを書いてくださいといえれば八十数パーセントの人は書いてくれるので、普通その程度あれば判断できる。だから、細かく一つ一つの必要性を見ていけば、あまり書きたくないという人に強制して書いてくれというようなことは、なくなってくるのではないかなと思う。

磯谷：本日のお話を聞いて、弁護士会として啓蒙とか理解促進や、相談という取り組みをされているということは理解できた。ただ、企業の様々な取り組みもかなり進んでいて、一定の理解が進んでいるなどということからすると、やはり弁護士会ならではの、弁護士会でしかできないところで、先ほどの法制化についての強い取り組みを期待したい。

世界の中でも、欧米では法制化までいっているところがかかなりある一方で、なぜ日本がというところはある。道は遠いかもしれないけれど、冒頭で申したように、高齢になって時間のない方々もいる。スケジュール感をもって進めてもらいたいと思う。